

町有地（大磯町石神台一丁目984番17外2
筆）売払いに関する一般競争入札の御案内

※ この入札に参加するためには、事前に申込
みが必要です。

入札日：令和8年2月20日（金）
【申込期間：2月2日（月）～2月13日（金）】

大磯町 政策総務部 財政課 管財係

電話：0463-61-4100 内線217

目次

1	一般競争入札による町有地売払いの流れ	1
2	入札物件の概要	2
3	一般競争入札による町有地売払いの実施要領	3
(1)	入札物件	3
(2)	入札参加者の資格	3
(3)	入札参加申込みに必要な書類	3
(4)	入札参加申込みの受付	4
(5)	入札保証金	5
(6)	入札方法	5
(7)	開札・落札候補者の決定・入札結果の通知	7
(8)	落札者の決定	7
(9)	土地売買契約の締結及び売買代金の支払	8
(10)	契約の解除	9
(11)	所有権の移転	9
(12)	費用負担	9
(13)	入札結果の公表	9
(14)	境界に関する書面	9
(15)	その他注意事項	9
4	土地売買契約書案（土地売買契約締結時に売買代金を即納する場合）	11
5	土地売買契約書案（土地売買契約締結時に売買代金を即納しない場合）	14
6	物件調書	18
7	入札・開札会場	23
8	書式類	24
(1)	入札参加申込書兼誓約書	24
(2)	大磯町暴力団排除条例に係る誓約書	26
(3)	入札書	28
(4)	委任状	30

1 一般競争入札による町有地売払いの流れ

入札参加申込み	○受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金） ※土日・祝日を除く。 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く。） ○受付場所：大磯町役場本庁舎3階 財政課事務室 ○申込方法：申込書等を直接持参してください。
入札保証金の納入	○入札受付前までに <u>入札保証金（入札金額の100分の5以上）</u> を納入してください。 ※最低売却価格の100分の5以上ではありません。
入札・開札	○日時：令和8年2月20日（金） ・入札受付：午後3時30分～午後4時30分 ・入札開始：午後4時40分（予定） ○場所：大磯町保健センター 2階研修室 ※郵送等による入札は、できません。
落札者の決定	○入札後、直ちに入札者の面前で開札を行います。 ○最低売却価格以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。 ○大磯町暴力団排除条例に基づき神奈川県警察本部に照会（最長で2～3週間程度）し、落札候補者が暴力団等に該当しないと判明した場合に限り、落札者として決定し、通知します。
契約の締結	○落札決定の日から7日以内に <u>契約保証金（契約金額の100分の10以上）</u> を納入（売買代金を即納する場合を除きます。）の上、契約を締結してください。 ※入札保証金を契約保証金に充当することができます。
売買代金の納入	○契約締結の日から30日以内に売買代金を納入してください。 ※契約保証金を売買代金に充当することができます。
所有権移転登記	○当町において所有権移転登記を行います。 ※登記に係る諸費用は、買受人の負担となります。

2 入札物件の概要

件 名	町有地（大磯町石神台一丁目984番17外2筆）売払い			
所在及び地番	①神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17 ②神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19 ③神奈川県中郡大磯町月京131番8			
地 積	公簿	①219.88m ² ②843.56m ² (うち持分667分の1) ③70.44m ² (うち持分667分の1)	実測	①219.88m ² ②843.56m ² (うち持分667分の1) ③70.44m ² (うち持分667分の1)
地 目	宅地			
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域			
最低売却価格	8,826,300円（3筆合計）			

備考

- 1 3筆まとめての売却となります。
- 2 最低売却価格以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。なお、最低売却価格に満たない価格で入札した方は、失格となります。
- 3 当町の都合により入札を中止する場合があります。
- 4 入札物件の詳細については、物件調書（18～22ページ）を御確認ください。

3 一般競争入札による町有地売払いの実施要領

(1) 入札物件

入札物件の概要（2ページ）のとおりです。

入札物件の詳細については、物件調書（18～22ページ）を確認してください。

(2) 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者

- 公有財産（入札物件）に関する事務に従事する職員

ウ 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者（以下「暴力団等」といいます。）

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団員等
- 暴力団経営支配法人等

エ 上記ウに該当する者と密接な関係を有する者

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がある者

カ 当該年の直前1年の国税及び地方税を納付していない者

(3) 入札参加申込みに必要な書類

申込者の区分に応じ、それぞれ必要な書類を提出してください。

なお、提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

ア 法人が申し込む場合

(ア) 入札参加申込書兼誓約書 1通

（24・25ページを両面コピー又は町ホームページからダウンロード）

(イ) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1通
（申込みの時点で3か月以内に発行されたもの）

(ウ) 印鑑登録証明書（法人） 1通

（申込みの時点で3か月以内に発行されたもの）

(エ) 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書 1通

(26・27ページを両面コピー又は町ホームページからダウンロード)

- (オ) 納税証明書（前年度分のもの） 各1通
- a 未納の税額がないことの証明（納税証明書その3の3）
(本社所在地の税務署発行。申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
 - b 納税証明書（法人事業税・法人都道府県民税・法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税：課税があるもののみ）
(本社所在地の都道府県税事務所、市区町村等で発行。申込み時点で3か月以内に発行されたもの)
- ※ 連名で申し込む場合（共有とする場合）は、(イ)から(オ)までの書類を全員分提出してください。
- ※ 納税証明書は、本社分のみを提出してください。
- イ 個人が申し込む場合
- (ア) 入札参加申込書兼誓約書 1通
(24・25ページを両面コピー又は町ホームページからダウンロード)
- (イ) 住民票 1通
(申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
- (ウ) 印鑑登録証明書 1通
(申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
- (エ) 身分証明書（顔写真入りのもの）の写し 1通
(運転免許証、パスポート等)
- (オ) 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書 1通
(26ページをコピー又は町ホームページからダウンロード)
- (カ) 納税証明書（前年度分のもの） 各1通
- a 未納の税額がないことの証明（納税証明書その3の2）
(住所地の税務署発行。申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
 - b 納税証明書（住民税・固定資産税・軽自動車税：課税があるもののみ）
(住所地の市区町村等で発行。申込みの時点で3か月以内に発行されたもの)
- ※ 連名で申し込む場合（共有とする場合）は、(イ)から(カ)までの書類を全員分提出してください。

(4) 入札参加申込みの受付

ア 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く。）

※ 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行いません。

イ 受付場所

大磯町役場本庁舎3階 財政課事務室（神奈川県中郡大磯町東小磯183番地）

ウ 申込方法

- 上記(3)の書類に必要事項を記入・押印（実印）の上、必ず持参して提出してください。
- 電子メール、郵送、ファクシミリ等による申込みは、できません。
- 書類に記載誤り、記載漏れその他の不備があったときは、申込みが無効となる場合があります。

エ 書類審査等

- 申込時に、係員が提出された書類の審査を行います。
- 審査後、書類に不備がないと認められる場合は、次に掲げる書類をお渡しします。
 - ・ 入札参加申込書兼誓約書の写し（当町の受付印を押印した後のもの）
 - ・ 入札書（28・29ページ）
 - ・ 入札保証金納入通知書
 - ・ 入札保証金還付請求書
 - ・ 委任状（30ページ）

(5) 入札保証金

ア 納入

- 入札受付前までに入札保証金（入札金額の100分の5以上）を当町の指定金融機関等で納入してください。（最低売却価格の100分の5以上ではありませんので、御注意ください。）
- 納入は、入札参加申込みの受付時にお渡しする入札保証金納入通知書により行ってください。
- 落札者の入札保証金は、契約保証金（売買契約締結時に売買代金を即納する場合にあっては、売買代金）に充当することができます。

イ 還付

- 入札保証金は、最低売却価格以上かつ最高価格で入札した方（落札候補者。入札保証金を契約保証金（売買契約締結時に売買代金を即納する場合にあっては、売買代金）に充当することを希望した方を除きます。）にあっては土地売買契約締結後に、それ以外の方にあっては入札終了後にそれぞれ所定の手続を行った後、入札保証金還付請求書に記載された金融機関の預金口座に振り込んで還付します。
- 還付には、入札終了後1か月程度掛かりますので、あらかじめ御了承ください。
- 還付する入札保証金には、利息を付しません。

(6) 入札方法

ア 入札日時：令和8年2月20日（金）

- 入札受付：午後3時30分から午後4時30分まで

- 入札開始：午後4時40分（予定）
- イ 入札受付場所
大磯町保健センター 2階研修室
(神奈川県中郡大磯町東小磯191番地)
- ウ 入札日当日の持参品
 - 入札参加申込書兼誓約書の写し（当町の受付印を押印した後のもの）
※ 受付時に確認後、お返しします。
 - 入札書（28・29ページ）
※ 必要事項を記入し、押印（実印。入札参加申込書兼誓約書に押印したものと同じもの）したものを御持参ください。
※ 代理人が入札する場合は、代理人欄に記入し、押印をしてください。
 - 委任状（30ページ。代理人が入札する場合のみ）
※ 法人の代表権がない方や、個人でやむを得ず代理人の方が入札する場合に必要になります。
※ 委任者の印は、入札参加申込書兼誓約書に押印したものと同じもの（実印）としてください。
 - 入札保証金の領収書（原本）
※ 受付時に確認後、お返しします。
 - 入札保証金の領収書の写し 1部
 - 入札保証金還付請求書
※ 必要事項を記入し、押印（実印。入札参加申込書兼誓約書に押印したものと同じもの）したものを御持参ください。
 - 入札する方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）
 - 筆記用具（黒色ボールペン）
※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン（いわゆる「消せるボールペン」は、使用できません。）
- エ 入札の流れ
 - 入札受付時間が終了するまでに受付（入札保証金の納入を含みます。）を済ませてください。
 - 係員の指示に従い、入札してください（郵送等による入札は、できません。）。
 - 入札後、直ちに開札を行い、落札候補者を決定します。
 - 開札終了後、落札候補者に対して契約手続等の説明を行います。
- オ 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (ア) 入札参加者資格のない者がした入札
 - (イ) 入札受付時間終了までに入札保証金を納入しなかった者がした入札
 - (ウ) 入札金額の100分の5に満たない額で入札保証金を納入した者がした入札

- (イ) 1物件につき、2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (オ) 1物件につき、共有者の代理を除き1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者がした入札
- (カ) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (キ) 入札書の記載事項が不明な入札
- (ク) 入札書に記名又は押印がない入札
- (ケ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者がした入札
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、この案内書に規定する入札に係る条項に違反した者がした入札

(7) 開札・落札候補者の決定・入札結果の通知

- 開札は、入札後、直ちに入札者の面前で行います。
なお、開札は、申込者の氏名（申込者が法人の場合にあっては、その名称）及び入札金額を読み上げて公開する方法により行います。
- 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、当町が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合においては、異議の申立てをすることはできません。
- 最低売却価格以上で入札した方のうち、最高価格で入札した方を落札候補者として決定します。ただし、最高価格で入札した方が2人以上あるときは、くじ引を行い、落札候補者を決定します。
- 開札の結果、落札候補者を決定したときはその者の氏名（申込者が法人の場合にあっては、その名称）及びその入札金額を、落札候補者を決定しなかったときはその旨を口頭で開札に立ち会った入札者にお知らせします。

(8) 落札者の決定

- 申込者（申込者が法人の場合にあっては、当該法人の役員等を含みます。）について、当町から神奈川県警察本部に対し、大磯町暴力団排除条例に基づき暴力団等に該当するか否かを照会します。この照会には、最長で2～3週間程度掛かります。
- 照会の結果、落札候補者が暴力団等に該当しないことが判明した場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、その旨及び契約締結の期限（原則として落札者の決定の日から7日以内）を口頭及び書面により通知します。

また、次の書類を郵送します。

- 契約保証金納入通知書（落札者が売買代金を契約締結時に即納する場合にあっては、売買代金納入通知書）
※ 落札者の決定の通知時に、売買代金の即納の可否をお聞きします。
- 照会の結果、落札候補者が暴力団等に該当することが判明した場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨を書面により通知します。この場合においては、

当該者の入札保証金は、当町に帰属することとなり、返還しませんので御了承ください。

なお、当該物件における入札自体が無効となります。

(9) 土地売買契約の締結及び売買代金の支払

ア 土地売買契約締結時に売買代金を即納する場合

- 落札者は、原則として落札者の決定の日から 7 日以内（具体的な日は、落札者の決定の通知時にお知らせします。）に売買代金納入通知書を持参の上、当町と土地売買契約（契約書案は、11～13ページ）を締結してください。
- 落札者は、土地売買契約の締結後、売買代金納入通知書により、売買代金を本庁舎 1 階の指定金融機関で納入してください（係員が付き添い、納入を確認します）。
- 落札者が期限までに土地売買契約を締結しなかった場合は、当該落札が無効となります。この場合においては、落札者が納入した入札保証金は、当町に帰属することとなり、返還しませんので御了承ください。

イ 土地売買契約締結時に売買代金を即納しない場合

- 落札者は、土地売買契約締結に先立ち、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を当町からお送りした契約保証金納入通知書により、当町の指定金融機関等で納入してください。
- 落札者は、原則として落札者の決定の日から 7 日以内（具体的な日は、落札者の決定の通知時にお知らせします。）に次の書類を持参の上、当町と土地売買契約（契約書案は、14～17ページ）を締結してください。
 - ・ 契約保証金の領収書（原本）
※ 確認後、お返しします。
 - ・ 契約保証金の領収書の写し 1 部
- 売買代金と契約保証金との差額分について、契約締結時に当町からお渡しする売買代金納入通知書により、土地売買契約締結の日（売買代金納入通知書の発行日）から 30 日以内に当町の指定金融機関等で納入してください。
また、納入した旨を当町係員に御連絡ください。納入が確認され次第、契約保証金を売買代金に充当します。
- 売買代金の分割納入は、できません。
- 落札者が期限までに土地売買契約を締結しなかった場合は、当該落札が無効となります。この場合においては、落札者が納入した入札保証金は、当町に帰属することとなり、返還しませんので御了承ください。
- 落札者が期限までに売買代金を納入しなかった場合は、土地売買契約が解除されます。この場合においては、落札者が納入した契約保証金は、当町に帰属することとなり、返還しませんので御了承ください。

(10) 契約の解除

当町は、落札者が契約に違反したと認められるとき、又は暴力団等に該当していることが判明したときは、何ら催告することなく土地売買契約を解除します。この場合においては、落札者が納入した契約保証金は、当町に帰属することとなり、返還しませんので御了承ください。

(11) 所有权の移転

- 売買代金が完納された時に所有権の移転があったものとし、物件調書に特段の記載のない限り、物件を現況のまま引き渡します。
- 所有権移転登記は、物件の引渡し後、当町が行います。

(12) 費用負担

土地売買契約書（当町保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転に必要となる登録免許税その他の土地売買契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、買受人の負担となります。

(13) 入札結果の公表

- 落札者の決定後、当町のホームページ及び町民情報コーナーにおいて、落札者の所在地・名称等（落札者が法人の場合のみ）、落札金額等及び入札者数を公表します。
- 入札結果については、全て大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）第5条の規定による行政情報の公開の請求の対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

(14) 境界に関する書面

物件に係る敷地の境界に関する図面を当町が保有している場合であって、落札者が書面によりその交付を希望した場合は、所有権移転登記の後、受領書と引き換えに無償で当該図面の写しを交付します。この場合において、当町による原本証明が必要な場合は、別途大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）に基づく手数料が必要となります。

(15) その他注意事項

- 物件調書に特段の記載のない限り、物件を現況のまま引き渡します。事前に物件調書等の資料を御参照の上、必ず現地を御確認ください。
- 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵その他の工作物が設置されていることがあります。工作物の撤去、補修、改修、再築造等及びこれらの費用負担等については、当町では対応しません。

- 物件によっては、上下水道施設が敷設されていますが、経年劣化による影響等について、確認していません。
また、上下水道施設の撤去、補修、改修、再築造等及びこれらの費用負担等については、当町では対応しません。
- 物件の敷地内（地中を含みます。）にごみ、ガラ、碎石、切り株等が存在している場合は、その撤去及びその費用負担等については、当町では対応しません。
- 物件調書に特段の記載のない限り、埋設物、土壤汚染又は地盤に関する調査を行っていません。
- この案内書に規定していない事項については、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）その他関係法令に定めるところによります。

4 土地売買契約書（土地売買契約締結時に売買代金を即納する場合）



土地売買契約書（案）

大磯町（以下「売扱人」という。）と【落札者】（以下「買受人」という。）との間に土地の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 売扱人はその所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買い受ける。

所在及び地番	地目	地積	
		公簿	実測
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17	宅地	219.88m ²	219.88m ²
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19	宅地	843.56m ² (うち持分 667分の1)	843.56m ² (うち持分 667分の1)
神奈川県中郡大磯町月京131番8	宅地	70.44m ² (うち持分 667分の1)	70.44m ² (うち持分 667分の1)

（売買代金及び納入方法）

第2条 売買代金は、金【落札金額】円とし、この契約の締結と同時に売扱人の発行する納入通知書により、売扱人の指定する金融機関に納入するものとする。

2 前項に規定する売買代金のうち金【入札保証金額】円は、入札保証金から充当するものとする。

（売買物件の引渡し）

第3条 売扱人は、買受人が売買代金を完納した時に、売買物件を現況のまま買受人に引き渡すものとする。

※括弧内の部分は、売買代金に入札保証金を充当する場合のみ規定します。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、前条の規定による売買物件の引渡しと同時に売扱人から買受人に移転するものとする。

（所有権移転登記）

第5条 売扱人は、売扱人が第2条第1項に規定する売買代金の完納を確認した後速やかに、所轄法務局に対し売買物件の買受人に対する所有権移転登記を嘱託するものとする。

（契約の費用）

第6条 買受人は、この契約書に貼付する収入印紙、登録免許税その他のこの契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用を負担するものとする。

(所有権移転登記後の紛争等)

第7条 売扱人は、売買物件の所有権移転登記の完了後、売買物件に関して紛争等が生じても一切の責めを負わない。

(公租公課)

第8条 売買物件の取得により課税される不動産取得税は、買受人の負担とする。

2 売買物件に係る固定資産税は、令和9年度以降の分について、買受人の負担とする。

(危険負担)

第9条 買受人は、売買物件がこの契約の締結の日から引渡しまでの間に、売扱人の責めに帰することができない事由により滅失し、又は毀損したときは、売扱人に対して売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第10条 買受人は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量について本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当するときは、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売扱人に対して協議を申し出ることができるものとし、売扱人は協議に応じるものとする。

(契約の解除)

第11条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。

(1) 買受人がこの契約に違反したとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 買受人が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者であると認められるとき。

イ 買受人（法人の場合にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を含む。）がアに該当する者と密接な関係を有する者であると認められるとき。

ウ 買受人が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項の規定に違反したと認められるとき。

エ 買受人が県条例第23条第2項の規定に違反したと認められるとき。

(条例の遵守)

第12条 買受人は、この契約の履行に当たり、条例並びに県条例第25条及び第26条の規定を遵守し、売買物件が暴力団事務所の用に供されがないよう努めなければならぬ。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条 買受人は、この契約の履行に当たり、暴力団員等から不當に介入を受けたときは、遅滞なく売扱人に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(損害賠償)

第14条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため、売扱人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売扱人に支払う。

(有益費等請求権の放棄)

第15条 買受人は、売扱人が第11条の規定によりこの契約を解除したときは、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があってもこれを売扱人に請求できない。

(信義誠実の義務)

第16条 売扱人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、売扱人と買受人が協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる訴訟等は、売扱人の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部を第1審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売扱人及び買受人が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

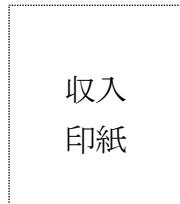
大磯町

大磯町長 池田 東一郎 団

買受人 【落札者住所(所在地)】

【落札者氏名(名称及び代表者名)】

5 土地売買契約書（土地売買契約締結時に売買代金を即納しない場合）



土地売買契約書（案）

大磯町（以下「売扱人」という。）と【落札者】（以下「買受人」という。）との間に土地の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 売扱人はその所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買い受ける。

所在及び地番	地目	地積	
		公簿	実測
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17	宅地	219.88m ²	219.88m ²
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19	宅地	843.56m ² (うち持分 667分の1)	843.56m ² (うち持分 667分の1)
神奈川県中郡大磯町月京131番8	宅地	70.44m ² (うち持分 667分の1)	70.44m ² (うち持分 667分の1)

（売買代金）

第2条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第3条 買受人は、契約保証金として金【契約保証金額】円を、売扱人の発行する納入通知書により、この契約の締結の日までに売扱人の指定する金融機関に納入するものとする。

- 2 前項に規定する契約保証金は、第16条に規定する損害賠償の額又はその一部としないものとする。
- 3 第1項に規定する契約保証金は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は第13条の規定により売扱人が解除権を行使したときは、売扱人に帰属するものとする。
- 4 第1項に規定する契約保証金のうち金【入札保証金額】円は、入札保証金から充当するものとする。
※括弧内の部分は、契約保証金に入札保証金を充当する場合のみ規定します。

（売買代金の納入）

第4条 買受人は、第2条に規定する売買代金から前条第1項に規定する契約保証金を控除した金【落札金額と契約保証金の差額】円を売扱人の発行する納入通知書により、当該発行の日から30日以内に売扱人の指定する金融機関に納入するものとする。

2 契約保証金は、売扱人が前項に規定する金額の納入を確認次第、売扱人において売買代金の一部に充当するものとする。

(売買物件の引渡し)

第5条 売扱人は、買受人が売買代金を完納した時に、売買物件を現況のまま買受人に引き渡すものとする。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、前条の規定による売買物件の引渡しと同時に売扱人から買受人に移転するものとする。

(所有権移転登記)

第7条 売扱人は、売扱人が第2条に規定する売買代金の完納を確認した後速やかに、所轄法務局に対し売買物件の買受人に対する所有権移転登記を嘱託するものとする。

(契約の費用)

第8条 買受人は、この契約書に貼付する収入印紙、登録免許税その他のこの契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用を負担するものとする。

(所有権移転登記後の紛争等)

第9条 売扱人は、売買物件の所有権移転登記の完了後、売買物件に関して紛争等が生じても一切の責めを負わない。

(公租公課)

第10条 売買物件の取得により課税される不動産取得税は、買受人の負担とする。

2 売買物件に係る固定資産税は、令和9年度以降の分について、買受人の負担とする。

(危険負担)

第11条 買受人は、売買物件がこの契約の締結の日から引渡しまでの間に、売扱人の責めに帰することができない事由により滅失し、又は毀損したときは、売扱人に対して売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第12条 買受人は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当するときは、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売扱人に対して協議を申し出ができるものとし、売扱人は協議に応じるものとする。

(契約の解除)

第13条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 買受人がこの契約に違反したとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 買受人が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者であると認められるとき。

イ 買受人（法人の場合にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を含む。）がアに該当する者と密接な関係を有する者であると認められるとき。

ウ 買受人が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項の規定に違反したと認められるとき。

エ 買受人が県条例第23条第2項の規定に違反したと認められるとき。

（条例の遵守）

第14条 買受人は、この契約の履行に当たり、条例並びに県条例第25条及び第26条の規定を遵守し、売買物件が暴力団事務所の用に供されることがないよう努めなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 買受人は、この契約の履行に当たり、暴力団員等から不当に介入を受けたときは、遅滞なく売扱人に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

（損害賠償）

第16条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため、売扱人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売扱人に支払う。

（有益費等請求権の放棄）

第17条 買受人は、売扱人が第13条の規定によりこの契約を解除したときは、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があってもこれを売扱人に請求できない。

（信義誠実の義務）

第18条 売扱人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、売扱人と買受人が協議して決定するものとする。

（管轄裁判所）

第20条 この契約から生じる訴訟等は、売扱人の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部を第1審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売扱人及び買受人が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町

大磯町長 池田 東一郎

買受人 【落札者住所（所在地）】

【落札者氏名（名称及び代表者名）】

6 物件調書

最低売却価格	8,826,300円（3筆合計）			
所在及び地番	①神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17 ②神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19 ③神奈川県中郡大磯町月京131番8			
住居表示	神奈川県中郡大磯町石神台一丁目20番			
地 積	公簿	①219.88m ² ②843.56m ² (うち持分667分の1) ③70.44m ² (うち持分667分の1)	実測	①219.88m ² ②843.56m ² (うち持分667分の1) ③70.44m ² (うち持分667分の1)
地 目	宅地			
形 状	長方形			
接面道路の幅員及び構造	南東側：幅員約6m 町道			
法令に基づく制限の概要	都 市 計 画	都市計画区域		
	区 域 区 分	市街化区域		
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
	指 定 建 蔽 率	50%		
	指 定 容 積 率	100%		
	防 火 指 定	なし ※建築基準法第22条指定		
	絶 对 高 さ 制 限	10m ※建築基準法第55条第1項による高さ制限		
	そ の 他 地 域 地 区	無し		
	地 区 計 画	無し		
	都 市 計 画 施 設	無し		
	大磯町景観計画	一般地区（緑陰住宅地区）		
	文 化 財 保 護 法	埋蔵文化財包蔵地に該当しない。		
	土砂災害防止法	無し		
私 道 に 関 す る 負 担	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域		
	備 考	「石神台建築指針」あり		
私 道 に 関 す る 負 担	無し			

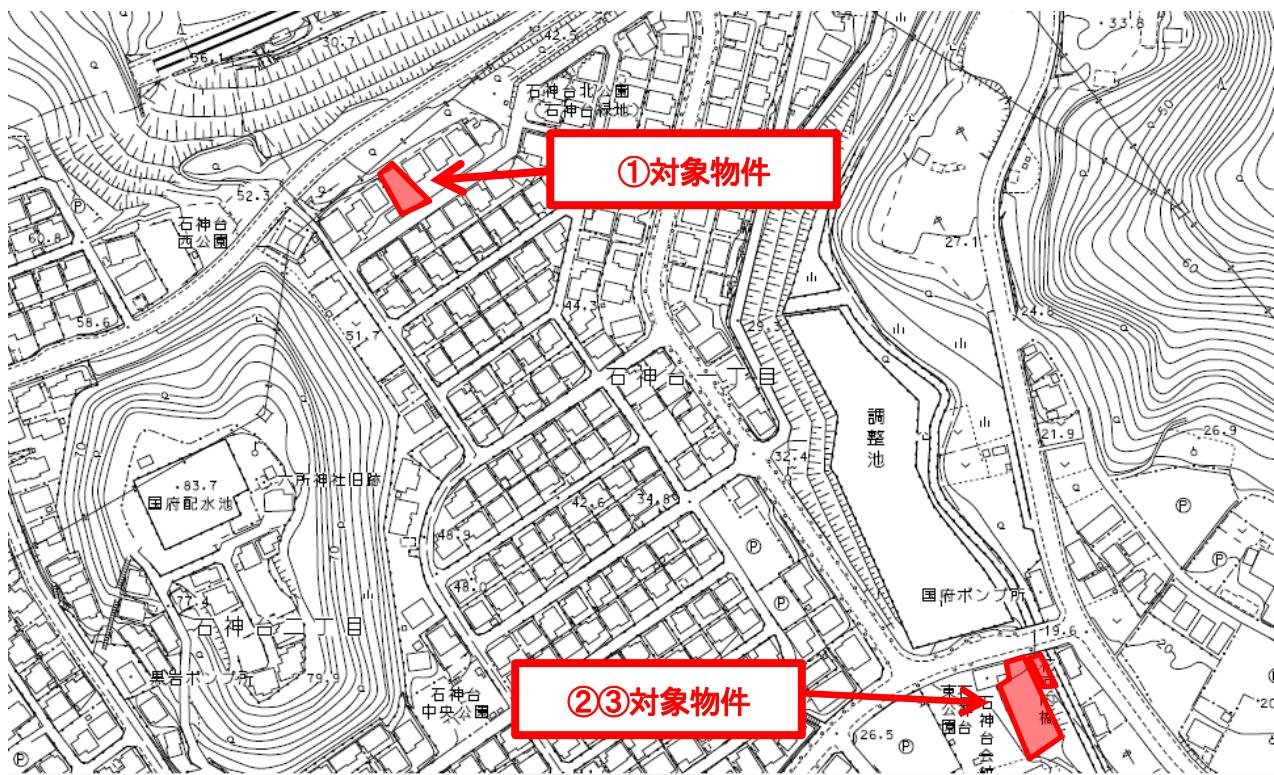
(次ページに続く)

供給処理施設 の状況			事業所名	電話番号
	電気	可	東京電力エナジー・パートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第二)	0120-99-5775
	上水道	可	神奈川県企業庁平塚水道営業所	0463-22-2711
	下水道	可	大磯町都市建設部河川・下水道課	0463-61-4100
	都市ガス	無	東京ガスお客様センター	0570-002211
交通機関 (直線距離)	鉄道		JR「大磯駅」約4.0km、「二宮駅」約1.8km	
	バス		神奈中バス「北公園前[大磯町]」停留所約0.1km	
公共施設 (直線距離)	大磯町役場国府支所	約0.8km	消防署国府分署	約0.8km
	国府小学校	約0.7km	国府中学校	約0.4km
	西大磯郵便局	約0.9km	大磯警察署	約1.4km
近隣の状況	戸建住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域			
備考	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> この物件調書は、本物件の全てを説明したものではありません。本物件及びその周辺環境並びに諸規制等に関しては、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。なお、今後、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。 本物件は、現況のまま引き渡します。 本物件の利用又は建築物の建築に当たっては、法令、条例等を遵守してください。 この物件調書の内容が現地の現況、諸規制等と異なる場合には、現況が優先されます。 <p>【個別事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「6 物件調書」のうち、「形状」以降の情報は「神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17」についての情報となります。 本物件の敷地の境界は、確定しています。敷地の境界の詳細は、法務局に備え付けられた地積測量図を参照してください。 本物件は、埋蔵文化財包蔵地に該当しません。 下水道受益者負担金は、納付済みです。 上水道は、南東側道路から引込済みです。 本物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壤汚染調査は、行っていません。 			

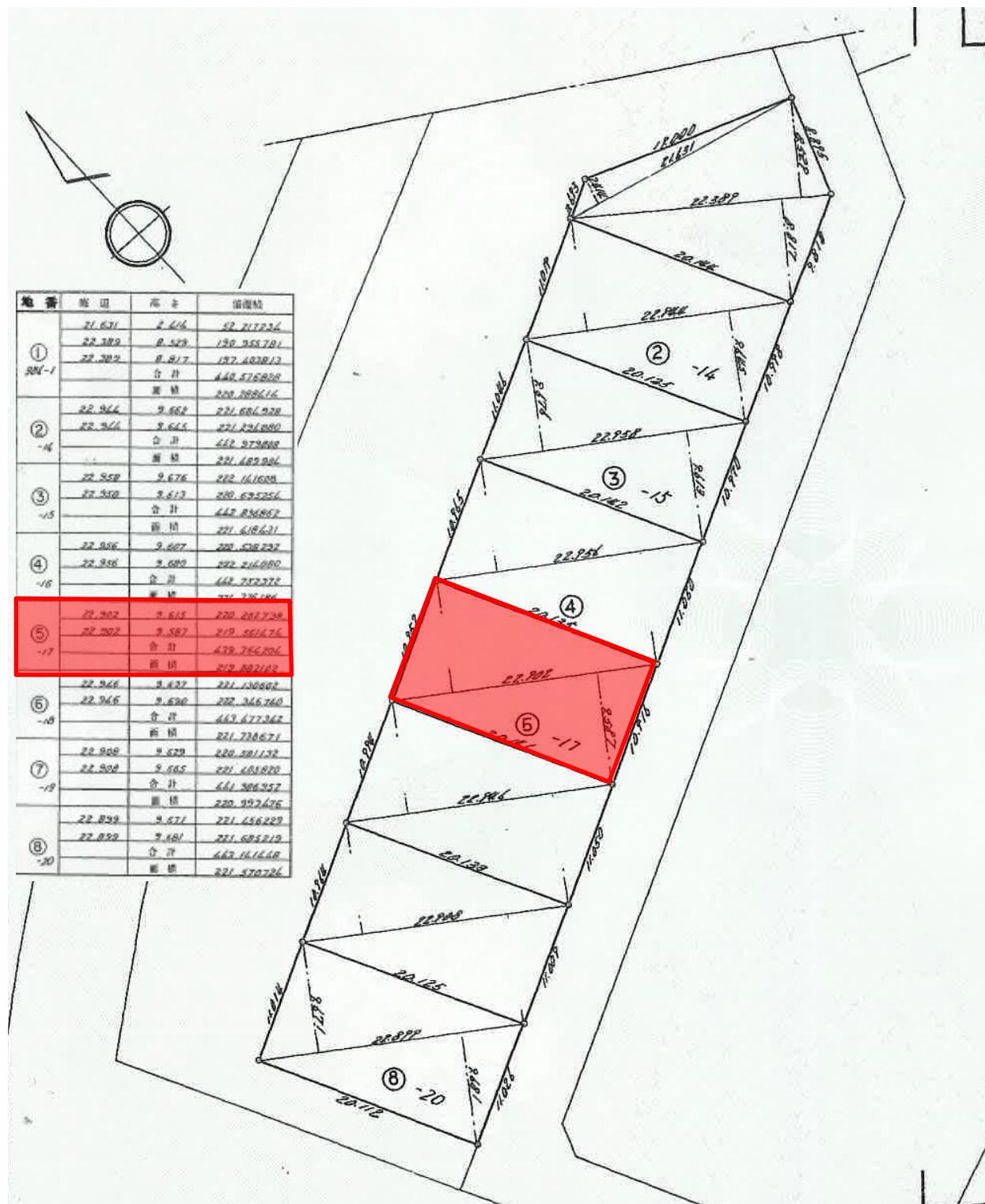
【現地写真】※写真は「石神台一丁目984番17」の現地写真となります。



【案内図】

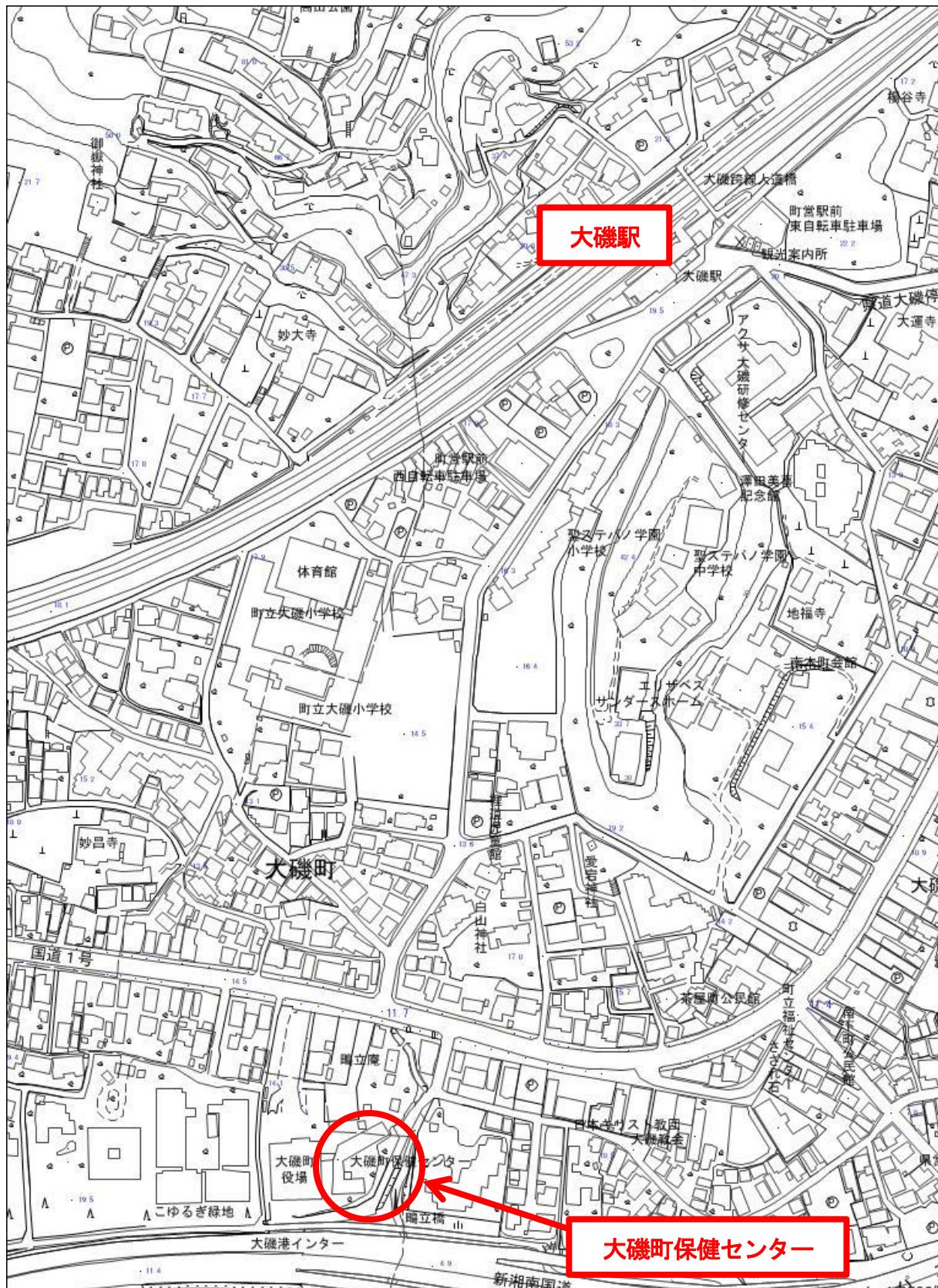


【測量図（抜粋）】※測量図は「石神台一丁目984番17」の測量図となります。



7 入札・開札会場

大磯町保健センター 2階研修室（神奈川県中郡大磯町東小磯191番地）



8 書式類

受付番号

※記入しないでください。

入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

次の町有地の売払いに係る一般競争入札について、次のとおり申し込みます。

また、当該一般競争入札の結果について、次の情報について公開されることに同意します。

1 申込者

(1) 法人の場合

所 在 地 等	〒 一	電話番号	
(ふりがな)			
商号又は名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			実印
担当者職氏名			

(2) 個人の場合

住 所 等	〒 一	電話番号	
(ふりがな)			
氏 名	(持分 :)		実印
共 有 者	住 所 等	〒 一	電話番号
	(ふりがな)		
①	氏 名	(持分 :)	実印
共 有 者	住 所 等	〒 一	電話番号
	(ふりがな)		
②	氏 名	(持分 :)	実印

備考 連名で申し込む場合（共有とする場合）は、持分を記入してください。

(裏面に続く)

2 対象となる町有地

地番	地目	地積	
		公簿	実測
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17	宅地	219.88m ²	219.88m ²
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19	宅地	843.56m ² (うち持分667 分の1)	843.56m ² (うち持分667 分の1)
神奈川県中郡大磯町月京131番8	宅地	70.44m ² (うち持分667 分の1)	70.44m ² (うち持分667 分の1)

3 入札保証金の取扱い

契約保証金（売買代金）に 充当する 充当しない

4 公開されることに同意する情報

申込者の区分	公開されることに同意する情報
法人	所在地・商号又は名称・代表者職氏名・落札金額
個人	落札金額

5 添付資料

申込者の区分	添付資料
法人	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書：1通 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（法人）：1通 <input type="checkbox"/> 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書：1通 <input type="checkbox"/> 納税証明書（国税・地方税）：各1通
個人	<input type="checkbox"/> 住民票：1通 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書：1通 <input type="checkbox"/> 身分証明書の写し：1通 <input type="checkbox"/> 大磯町暴力団排除条例に係る誓約書：1通 <input type="checkbox"/> 納税証明書（国税・地方税）：各1通

備考 連名で申し込む場合（共有とする場合）は、全員分の書類を添付してください。

受付印

※記入しないでください。

大磯町暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

申請者 郵便番号 一

住 所

ふりがな

氏 名

㊞

電話番号

生年月日 年 月 日 生

性 別 男 女

〔 法人等にあっては、その名称・代表者氏名及び
主たる事務所の所在地を記入してください。 〕

私

当法人 は、次の1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議を一切申し立てません。

また、当方が次の1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、大磯町が神奈川県警察本部へ情報提供することに同意します。

1 契約の相手方として不適当な者

誓約者（法人の場合にあっては、当該法人の役員等（裏面以降参照）を含む。）が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに掲げるもの（暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等）のいずれかに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者であること。

2 公序良俗に反する使用等

対象の普通財産について、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所若しくはその他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は第三者に賃貸すること。

別紙（法人の場合のみ記載）

役員一覧

例

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日（和暦）
代表取締役 社長	おおいそ 大磯 花子	女	神奈川県中郡大磯町東小 磯183番地	平成2年1月1日

備考 本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者を含む。）全員を記載すること。

入札書

令和 年 月 日

大磯町長 殿

入札者 (法人)	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	(印)
入札者 (個人)	住 所	
	氏 名	(印)
代理人	住 所	
	氏 名	(印)

次の金額で購入したいので、大磯町契約規則を堅く守り入札します。

金額			億		百万			千			円
----	--	--	---	--	----	--	--	---	--	--	---

件名

町有地（大磯町石神台一丁目984番17外2筆）売払い

（裏面に続く）

対象物件

地番	地目	地積	
		公簿	実測
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目984番17	宅地	219.88m ²	219.88m ²
神奈川県中郡大磯町石神台一丁目948番19	宅地	843.56m ² (うち持分 667分の1)	843.56m ² (うち持分 667分の1)
神奈川県中郡大磯町月京131番8	宅地	70.44m ² (うち持分 667分の1)	70.44m ² (うち持分 667分の1)

(注) 1 入札者の印は、「入札参加申込書兼誓約書」に押印した印（実印）を使用してください。

2 代理人が入札するときは、委任者の情報を「入札者（法人又は個人）」欄に記入の上、「入札参加申込書兼誓約書」に押印した印（実印）を押印するとともに、代理人の住所及び氏名を「代理人」欄に記入の上、委任状と同じ印を押印してください。

3 金額は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

委任状

令和 年 月 日

大磯町長 殿

委任者 (法人)	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
委任者 (個人)	住 所	
	氏 名	印

私は、次の者を代理人に定め、次の事項を委任します。

代理 人	住 所	
	氏 名	印
委任事項	町有地（大磯町石神台一丁目984番17外2筆）売払いの入札に関する一切の権限	